

建荷協長野県支部通信

第1巻 第3号

発行日 平成25年12月2日

1 冬季労働災害防止、年末年始を無災害で

今年の建設荷役車両特定自主検査強調月間もほぼ終了の段階ですが、各地域協議会では検査業及び事業内検査事業場に対して相互に巡回指導を行い、検査の実施状況を中心にリスクコミュニケーションをとられたことと存じます。

今年も残るところ1か月足らず、いろいろな事業が締めくくりの時期にさしかかり、気持ちが一忙しくなるときでもあります。

このようなときに起こりがちなのは、いつもやっている点検や確認の動作を省略したり、手順を短絡させたりする行動です。

単純な点検動作の省略からはじまり、安全ブロックを忙しさにかまけて施さなかったり、二人で作業しなければならないところを一人で作業してしまう・・・などです。

行動には必ず動機があります。どうしてもそういう行動になるか、背景があり、原因・

動機が生じ、行動となり、結果が出てきます。

日頃の作業の中で、ヒヤッとしたりハッとすることがありますが、そのときに少し立ち止まって考えてみるのが大切です。無理せず怠けず、愚直に安全優位の姿勢を貫いていくことが大切だと思います。

また、冬季は降雪や凍結といった天然・気象の影響を強く受けます。転倒や滑落による災害が多発する時期でもあります。凍結通路等で転倒すると、原因は単純でも、被害は大きくなります。

寒気を防ぐため換気の不十分な屋内で内燃機関を稼働させたり、暖をとったりして一酸化炭素中毒の危険もあります。

この時期特有の災害リスクを見直し事前に対策をとることにより、無災害で新しい年を迎え、この冬をのり切りましょう。



目次：

冬季労働災害防止、年末年始を無災害で	1
解体用機械（追加規制）実務研修本年終了	2
本年度計画の研修をすべて終了	3
事務局だより	4

2 解体用機械（追加規制）実務研修本年終了

本年7月1日の改正労働安全衛生規則の施行により、解体用機械3機種（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）が特定自主検査対象機械に追加されたところです。

これに対し、（公社）建設荷役車両安全技術協会では、追加規制の内容や検査の実施方法などについて検査者実務研修をセットし、長野県支部ではこれを7回実施し、計262人の方が当実務研修を受講、修了されました。

しかしながら、業務の都合等から受講できなかった方がおられ、要望もあることから、

ら、平成26年2月26日頃にフォローアップの検査者実務研修を松本市で行う予定です。

後日ご案内を送付しますが、長野県支部でのこの実務研修は最後の機会となりますのでお見逃しなく受講申し込みをお願いします。

また、解体機の特定自主検査実施に際して「**基準値表**」が必要な場合があります。研修を修了された方には無料で送付いたしますので、当支部ホームページ（<http://www.sacl-nagano.jp>）をご参照の上、**申込書**をダウンロードしFAXで申し込んでください。

ハイライト：

- ・ 建荷協長野県支部のホームページを開設しました。

URLは <http://www.sacl-nagano.jp>

です。ご参照ください。

- ・ 解体用機械追加規制のフォローアップの実務研修を2月に行います。
- ・ 解体用機械の基準値表を、追加規制実務研修修了者には無償で送付いたします。ホームページをご覧ください
- ・ 平成26年の検査済標章の頒布を開始しております。ホームページからも注文様式を入手できます。



蒲原沢土石流災害（平成8年12月）
の被災者供養の地藏尊（常法寺@小
谷村来馬地区）

「無理せず怠けず」



フォークリフト運転特別教育
実習風景

フォークリフト事業
内検査者資格取得研
修実習風景



事業内検査者実務研修風景（塩尻会場、長野会場）



解体用機械（追加規制）
実務研修最終講義風景

3 本年度計画の研修をすべて終了

平成25年度の研修事業として計画していた研修は、11月をもってすべて終了しました。研修委員会の委員をはじめ、皆様のご支援とご協力に感謝申し上げます。

10月1日以降に実施した研修は次のとおりです。

- ・フォークリフト能力向上教育：10月9日、53名、長野地域職業訓練センター
- ・フォークリフト（1t未満）運転特別教育：10月15日～16日、14名、長野地域職業訓練センター
- ・事業内検査者実務研修：10月22日、75名、塩尻総合文化センター

- ・事業内検査者実務研修：11月5日、79名、長野地域職業訓練センター
 - ・高所作業車能力向上教育：11月8日、25名、長野地域職業訓練センター
 - ・フォークリフト事業内検査者資格取得研修：11月12～14日、10名、長野地域職業訓練センター
 - ・解体用機械（追加規制）実務研修：11月18日～19日、114名、長野地域職業訓練センター
- 解体用機械（追加規制）実務研修については、さらに平成26年2月にフォローアップの研修を実施します。

Q&Aコーナー

Q:解体用機械のアタッチメント（解体具）の古いものには銘板や刻印のないものがあるが、この場合の特定自主検査はどのように実施すればよいのか？

A:銘板や刻印が打たれていないと、そのアタッチメントの特定がなされず、どのアタッチメントの検査を実施したのかわかりません。

製造番号等特定情報不明のまま点検表を作成しても証明ができず、検査を実施したことにはなりません。

銘板や刻印のないものには、それを所有する事業者が自ら刻印して台帳に記載し、責任をもって管理する必要があります。

4 事務局だより

本年を振り返ると、検査や点検に関する問題について考えさせられる災害報道が相次いであったような気がします。

まず、JR北海道函館線の脱線事故からはじまった危険箇所補修不作為の問題です。線路の幅を点検して基準をはるかに上回る異常を認めているにもかかわらず、補修せず、上部にも報告していなかったという状況の中で脱線事故が起こっています。その後国の監査が入り、同様の線路幅異常箇所は270を超えることが明らかになりました。そうこうしているうちに、ATS（自動列車停止装置）を無効にして運転したり、計測データを改ざんして報告していたことも明らかになってきてお

ります。

点検の適正な実施や危険箇所の迅速な補修が行われない組織は、組織の危機にあり、事故や災害を多発させることになることを痛感させられます。

次に、福岡の整形外科医院火災で10人死亡という災害です。通報が遅れたり、防火管理体制不備という人的な問題もありますが、スプリンクラーの設置義務がなく、防火扉も作動しなかったため、被害が大きくなりました。消防法と建築基準法の適用がバラバラで点検義務もないなど、病院施設等に対する法的整備の問題、仮に点検があったとしてもその内容にも問題があるような気がします。